

市会議案第5号

吹田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に
関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和8年5月28日提出

吹田市議会議会運営委員会委員長 小北 一美

吹田市条例第 号

吹田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部
を改正する条例（案）

吹田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年吹田市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第9条を第12条とし、同条の前に次の1条を加える。

（期末手当の支給停止等）

第11条 当該任期中に第7条第1項の規定により議員報酬の支給を停止され、基準日においてその理由となった刑事事件の判決等が確定していないときは、前条の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当の支給を停止する。

2 第7条第2項から第4項までの規定は、前項の規定により支給を停止する期末手当について準用する。

第8条に見出しとして「（期末手当の支給日）」を付し、同条を第10条とする。

第7条の前の見出しを削り、同条第1項中「議員の」及び「この条において」を削り、同条第2項中「前項の」を削り、「第4条」を「第5条」に改め、同条に次の1項を加える。

3 基準日以前6箇月以内の期間に第4条第1項の規定により議員報酬が支給されない期間が含まれる場合の期末手当の額は、前項の規定により算出する額に、当該支給されない期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の全期間が同条第1項の規定により議員報酬が支給されない期間であるときは、期末手当を支給しない。

- (1) 6箇月 0
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の10
- (3) 4箇月以上5箇月未満 100分の20
- (4) 3箇月以上4箇月未満 100分の30
- (5) 2箇月以上3箇月未満 100分の50
- (6) 1箇月以上2箇月未満 100分の70
- (7) 1箇月未満 100分の90

第7条を第9条とし、同条に見出しとして「（期末手当）」を付し、第6条を第8条とし、同条の前に次の1条を加える。

（議員報酬の支給停止等）

第7条 議員が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他の身体の拘束を受けたときは、前条の規定にかかわらず、当該身体の拘束を受けた日から身体の拘束が解かれた日（その日までに任期満了、辞職等により議員でなくなった者にあつては、当該任期満了、辞職等の日）までの間の議員報酬の支給を停止する。この場

合において、支給停止の対象となる期間が1月に満たない月分の議員報酬は、日割によりその額を計算して支給する。

2 前項の規定による支給停止の理由となった刑事事件に関し次の各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、当該事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）の20日（その日が日曜日等に当たるときは、その日の直前の日曜日等でない日）に、同項の規定により支給を停止していた議員報酬を支給する。

(1) 公訴を提起しない処分があったとき。

(2) 無罪の判決（無罪の判決と同様の効果を有する処分等を含む。）が確定したとき。

(3) 死亡により公訴棄却の決定がされたとき。

3 前項の規定は、任期満了、辞職等により議員でなくなった者についても適用する。

4 第1項の規定による支給停止の理由となった刑事事件に関し有罪の判決（有罪の判決と同様の効果を有する処分等を含む。）が確定したときは、同項の規定により支給を停止していた議員報酬は、第3条の規定にかかわらず、支給しない。

第5条に見出しとして「（議員報酬の支給日）」を付し、同条を第6条とする。

第4条第1項中「その他の理由」を「又は負傷（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年吹田市条例第37号）の規定により公務上の災害又は通勤による災害であると認定された疾病又は負傷を除く。）に係る療養」に、「吹田市議会の定例会（以下「定例会」という。）及び当該連続する3回以上の定例会の間に開かれた会議等（吹田市議会の臨時会、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会並びに地方自治法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場をいう。以下同じ。）」を「定例会の会議等及び当該連続する3回以上の定例会の間に開かれた会議等」に改め、同条第2項中「属する月の翌月から定例会又は」を「翌日から同日以後に開かれた」に、「属する月の前月」を「前日」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、月の途中で議員報酬の月額が変更となる月分の議員報酬は、日割によりその額を計算して支給する。

第4条第3項を削り、同条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

第4条 議員が吹田市議会の定例会（以下「定例会」という。）の会議等（定例会及び臨時会の本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会並びに地方自治法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場のうち、当該議員が出席しなければならないものをいう。以下同じ。）の全てを欠席した場合は、前条の規定にかかわらず、議員報酬を支給しない。

2 前項の規定は、会議等の全てを欠席した定例会の会期の末日の翌日から同日以後に開かれた会議等に出席した日の前日までの間の議員報酬について適用する。この場合において、議員報酬を支給しない期間が1月に満たない月分の議員報酬は、日

割によりその額を計算して支給する。

- 3 定例会の各会議等を欠席した理由の全てが次の各号のいずれかに該当するときは、前2項の規定は、適用しない。
- (1) 議員が疾病又は負傷のため療養する必要があるとき。
 - (2) 議員が出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から出産後8週間を経過する日までの間にあるとき。
 - (3) 議員が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他の身体の拘束を受けたとき。
 - (4) 議員又は議員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号及び次号において同じ。）が出産する場合であって、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子又は特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。次号において同じ。）であって、当該議員が現に監護する者を含む。）を養育するとき（当該出産予定日の8週間前の日から出産後8週間を経過する日までの期間内にある10日以内の会議等に限る。）。
 - (5) 議員が配偶者、2親等内の親族、配偶者の子又は特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者のうちの要介護者（負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者をいう。）又は負傷若しくは疾病により療養を要する者の介護、看護その他の世話をを行うとき（1の年において連続する5日（当該要介護者等が2人以上ある場合にあっては、連続する10日）以内の会議等に限る。）
 - (6) 前各号に掲げる理由に準ずる理由があると議長が認めるとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

市民から負託を受けた議員としての職責を十分に果たすことができない場合に議員報酬を減額等することから、議員の議員報酬及び期末手当の不支給、支給停止等に関し必要な事項を定めるため必要があるので、本案を提出するものです。

吹田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例現行・改正案対照表

_____は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>第3条 -----略-----</p>	<p>第3条 -----略-----</p> <p>第4条 議員が吹田市議会の定例会（以下「定例会」という。）の会議等（定例会及び臨時会の本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会並びに地方自治法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場のうち、当該議員が出席しなければならないものをいう。以下同じ。）の全てを欠席した場合は、前条の規定にかかわらず、議員報酬を支給しない。</p> <p>2 前項の規定は、会議等の全てを欠席した定例会の会期の末日の翌日から同日以後に開かれた会議等に出席した日の前日までの間の議員報酬について適用する。この場合において、議員報酬を支給しない期間が1月に満たない月分の議員報酬は、日割によりその額を計算して支給する。</p> <p>3 定例会の各会議等を欠席した理由の全てが次の各号のいずれかに該当するときは、前2項の規定は、適用しない。</p> <p>(1) 議員が疾病又は負傷のため療養する必要があるとき。</p> <p>(2) 議員が出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から出産後8週間を経過する日までの間にあるとき。</p> <p>(3) 議員が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他の身体の拘束を受けたとき。</p> <p>(4) 議員又は議員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号及び次号において同じ。）が出産する場合であって、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子又は特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。次号において同じ。）であって、当該議員が現に監護する者を含む。）を養育するとき（当該出産予定日の8週間前の日から出産後8週間を経過する日までの期間内にある10日以内の会議等に限る。）。</p>

現 行	改 正 案
<p>第4条 議員が疾病その他の理由により同一の任期中の連続する3回以上の吹田市議会の定例会（以下「定例会」という。）及び当該連続する3回以上の定例会の間に開かれた会議等（吹田市議会の臨時会、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会並びに地方自治法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場をいう。以下同じ。）の全てを欠席した場合の議員報酬の月額、第2条の規定にかかわらず、同条に規定する議員報酬の月額に、次の各号に掲げる連続して欠席した定例会の回数の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) } ----- 略 ----- { (5) }</p> <p>2 前項の規定は、当該連続して欠席した定例会のうちの最後の定例会の会期の末日の属する月の翌月から定例会又は会議等に出席した日の属する月の前月までの間の議員報酬について適用する。</p> <p>3 定例会又は会議等を欠席した理由が次の各号のいずれかに該当するときは、前2項の規定は、適用しない。</p> <p>(1) 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年吹田市条例第37号）の規定により認定された公務上の災害又は通勤による災害</p> <p>(2) 前号に掲げる理由に準ずるものとして議長が認める理由</p>	<p>(5) 議員が配偶者、2親等内の親族、配偶者の子又は特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者のうちの要介護者（負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者をいう。）又は負傷若しくは疾病により療養を要する者の介護、看護その他の世話をを行うとき（1の年において連続する5日（当該要介護者等が2人以上ある場合にあつては、連続する10日）以内の会議等に限る。）</p> <p>(6) 前各号に掲げる理由に準ずる理由があると議長が認めるとき。</p> <p>第5条 議員が疾病又は負傷（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年吹田市条例第37号）の規定により公務上の災害又は通勤による災害であると認定された疾病又は負傷を除く。）に係る療養により同一の任期中の連続する3回以上の定例会の会議等及び当該連続する3回以上の定例会の間に開かれた会議等の全てを欠席した場合の議員報酬の月額は、第2条の規定にかかわらず、同条に規定する議員報酬の月額に、次の各号に掲げる連続して欠席した定例会の回数の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) } ----- 略 ----- { (5) }</p> <p>2 前項の規定は、当該連続して欠席した定例会のうちの最後の定例会の会期の末日の翌日から同日以後に開かれた会議等に出席した日の前日までの間の議員報酬について適用する。この場合において、月の途中で議員報酬の月額が変更となる月分の議員報酬は、日割によりその額を計算して支給する。</p>

現 行	改 正 案
<p>第5条 議員報酬は、毎月20日に支給する。ただし、その日が日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「日曜日等」という。）に当たるときは、その日の直前の日曜日等でない日に支給する。</p>	<p><u>（議員報酬の支給日）</u> 第6条 議員報酬は、毎月20日に支給する。ただし、その日が日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「日曜日等」という。）に当たるときは、その日の直前の日曜日等でない日に支給する。</p> <p><u>（議員報酬の支給停止等）</u> 第7条 議員が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他の身体の拘束を受けたときは、前条の規定にかかわらず、当該身体の拘束を受けた日から身体の拘束が解かれた日（その日までに任期満了、辞職等により議員でなくなった者にあつては、当該任期満了、辞職等の日）までの間の議員報酬の支給を停止する。この場合において、支給停止の対象となる期間が1月に満たない月分の議員報酬は、日割によりその額を計算して支給する。</p> <p>2 前項の規定による支給停止の理由となった刑事事件に関し次の各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、当該事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）の20日（その日が日曜日等に当たるときは、その日の直前の日曜日等でない日）に、同項の規定により支給を停止していた議員報酬を支給する。</p> <p>(1) 公訴を提起しない処分があつたとき。 (2) 無罪の判決（無罪の判決と同様の効果を有する処分等を含む。）が確定したとき。 (3) 死亡により公訴棄却の決定がされたとき。</p> <p>3 前項の規定は、任期満了、辞職等により議員でなくなった者についても適用する。</p> <p>4 第1項の規定による支給停止の理由となった刑事事件に関し有罪の判決（有罪の判決と同様の効果を有する処分等を含む。）が確定したときは、同項の規定により支給を停止していた議員報酬は、第3条の規定にかかわらず、支給しない。</p>

現 行	改 正 案
<p>(費用弁償)</p> <p><u>第6条</u> -----略-----</p> <p>(期末手当)</p> <p><u>第7条</u> 議員の期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ議員である者に対して支給する。基準日前1箇月以内に任期満了、辞職又は死亡により議員でなくなった者についても、同様とする。</p> <p>2 前項の期末手当の額は、それぞれその基準日現在(任期満了、辞職又は死亡により議員でなくなった者にあつては、任期満了、辞職又は死亡の日現在)における期末手当基礎額(その者の議員報酬の月額(第4条の規定の適用がある場合には、その適用後の額。以下この項において同じ。))に、その月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額とする。)に100分の220を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) } -----略----- 5 } (7) }</p>	<p>(費用弁償)</p> <p><u>第8条</u> -----略-----</p> <p>(期末手当)</p> <p><u>第9条</u> 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ議員である者に対して支給する。基準日前1箇月以内に任期満了、辞職又は死亡により議員でなくなった者についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(任期満了、辞職又は死亡により議員でなくなった者にあつては、任期満了、辞職又は死亡の日現在)における期末手当基礎額(その者の議員報酬の月額(第5条の規定の適用がある場合には、その適用後の額。以下この項において同じ。))に、その月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額とする。)に100分の220を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) } -----略----- 5 } (7) }</p> <p>3 <u>基準日以前6箇月以内の期間に第4条第1項の規定により議員報酬が支給されない期間が含まれる場合の期末手当の額は、前項の規定により算出する額に、当該支給されない期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の全期間が同条第1項の規定により議員報酬が支給されない期間であるときは、期末手当を支給しない。</u></p> <p>(1) <u>6箇月 0</u></p> <p>(2) <u>5箇月以上6箇月未満 100分の10</u></p> <p>(3) <u>4箇月以上5箇月未満 100分の20</u></p> <p>(4) <u>3箇月以上4箇月未満 100分の30</u></p>

現 行	改 正 案
<p>第8条 議員の期末手当は、一般職の職員の期末手当の支給日に支給する。</p> <p>(この条例に定めのない事項)</p> <p>第9条 -----略-----</p>	<p>(5) <u>2箇月以上3箇月未満 100分の50</u></p> <p>(6) <u>1箇月以上2箇月未満 100分の70</u></p> <p>(7) <u>1箇月未満 100分の90</u></p> <p><u>(期末手当の支給日)</u></p> <p>第10条 議員の期末手当は、一般職の職員の期末手当の支給日に支給する。</p> <p><u>(期末手当の支給停止等)</u></p> <p>第11条 <u>当該任期中に第7条第1項の規定により議員報酬の支給を停止され、基準日においてその理由となった刑事事件の判決等が確定していないときは、前条の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当の支給を停止する。</u></p> <p>2 <u>第7条第2項から第4項までの規定は、前項の規定により支給を停止する期末手当について準用する。</u></p> <p>(この条例に定めのない事項)</p> <p>第12条 -----略-----</p>